福祉サービス
第三者評価の標準的な流れ

事業者（所）	評価機関
●評価機関についての情報収集	
●複数の評価機関を選定・比較し、評価機関を決定する ●契約内容に関する同意⇒契約	●事業者に対し、評価実施方法や費用、スケジュールなどを説明する ●事業者の同意を得た上で契約する

契約締結

●スケジュールなどの調整 ●必要書類の提出 ●自己評価の実施、提出	●スケジュールなどの調整 ●事業者からの提出書類による事前調査 ●自己評価の確認・分析

書面調査

●書類確認 ●事業者インタビューへの対応 ●事業所見学への対応 ●利用者インタビューへの対応	●書類確認 ●事業者インタビュー ●事業所見学 ●利用者インタビューなど

訪問調査

●事業者コメントの記入 ●調査の評価結果公表に関する同意	●評価調査者の合議による評価結果の取りまとめ ●事業者への評価結果のフィードバック ●事業者との調整と確認 ●評価結果の公表に関する事業者への説明

評価結果の取りまとめ

	●都道府県推進組織への評価結果の報告 ●評価結果の公表

評価結果の公表